

別表

## 結核予防費補助金交付基準

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条の規定に基づく市補助金は、次の表の第2欄に定める算定基準により算定した額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した合計額を比較して少ない方の額について行うものとする。
- 2 1により選定された合計額に第4欄に定める補助率を乗じる。
- 3 2により算出された額を交付額とする。

表

1 区分	健康診断
2 算定基準	(1) 454円×医療機関（保健センターを除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (2) 125円×保健センターで100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者及び直接撮影を受けた者の延数 (3) 478円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (4) 506円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (5) 1,767円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数
3 対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費（報償金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医療材料費）、役務費（通信運搬費、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費
4 補助率	3分の2